

社会福祉法人春光福祉会に対する 品川区貸付金交付要綱

制定 平成12年3月31日区長決定
要綱第82号

改正 平成16年9月13日区長決定
要綱第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人春光福祉会(以下「春光福祉会」という。)が実施する高齢者福祉施設整備事業等に要する経費の貸付について必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類、貸付額等)

第2条 貸付の種類、貸付額、貸付利子および償還方法は、別表のとおりとする。

(貸付申込)

第3条 春光福祉会は、この要綱により貸付を受けようとするときは、区長と事前協議を行い、借入申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 高齢者福祉施設運営資金

- ① 収支計画書
- ② 事業計画書

(2) 高齢者福祉施設整備資金

- ① 工事費等の支払計画書
- ② 事業の進捗状況等報告書

(証書貸付)

第4条 区長は、前条の申込について貸付けを行うことが適当であると認めるときは貸付けを決定し金銭消費貸借契約証書(第2号様式)を相互に取り交わし、貸付けを実施する。

(損害金)

第5条 春光福祉会は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき、年14.6パーセントの割合を乗じて計算(1年を365日として日割計算をする。)した損害金を区長に支払わなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年9月13日から適用する。

別表

貸付の種類、貸付額、貸付利子、償還方法（第2条関係）

貸付の種類	貸付額	貸付利子	償還方法
高齢者福祉施設運営資金	区長の定める額	無利子	貸付けのあった年度の次年度から、2年間据え置き、以後20年間年賦均等償還とし、その都度契約で定める。
高齢者福祉施設整備資金	上記に同じ	無利子	その都度契約で定める。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

品川区長 様

社会福祉法人 春光福祉会
理事長

借入申込書

社会福祉法人春光福祉会に対する品川区貸付金交付要綱に基づき、貸付けを受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申込みいたします。

記

1. 貸付けを受けようとする日 年 月 日

2. 貸付けを受けようとする額 円
内訳

貸付の種類	貸付額
高齢者福祉施設運営資金	円
高齢者福祉施設整備資金	円

3. 添付書類

(1) 高齢者福祉施設運営資金

① 収支計画書

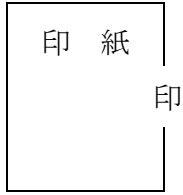
② 事業計画書

(2) 高齢者福祉施設整備資金

① 工事費等の支払計画書

② 事業の進捗状況等報告書

第2号様式（第4条関係）



金銭消費貸借契約証書

（社会福祉法人 春光福社会貸付用）

品川区（以下「甲」という。）は、「社会福祉法人春光福社会に対する品川区貸付金交付要綱」に基づき社会福祉法人春光福社会（以下「乙」という。）に対し、高齢者福祉施設整備事業等に要する経費について第2条の金額を貸付け、乙はこれを受領した。

（使途事業）

第1条 乙は、この契約による借入金を高齢者福祉施設整備事業等資金の用途のみに使用する。

（貸付額および貸付の種類）

第2条 甲が乙に貸付ける額は、金 円とする。

- | | | |
|----------------|---|---|
| （1）高齢者福祉施設運営資金 | 金 | 円 |
| （2）高齢者福祉施設整備資金 | 金 | 円 |

（貸付の利子）

第3条 前条に定める貸付額は無利子とする。

（元本の返済方法）

第4条 別表のとおりとし、甲が発行する納入通知書により返済する。

（届出事項）

第5条 乙の名称、所在その他の事項につき変更があったときは、直ちに書面により甲に届け出る。

（報告事項）

第6条 乙は、次の第1号に掲げる事項については甲が請求したときに、第2号に掲げる事項については事態発生後遅滞無く、甲の指示する方法に従って甲に報告する。

- （ア） 毎会計年度の決算報告および実績報告書
- （イ） その他、業務上の重大な事態

（期限の利益の喪失）

第7条 乙につき、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合に甲が請求したときは、乙は期限の利益を失い、直ちにこの契約に基づく債務の全額を弁済しなければならない。

- （ア） 支払いの停止または合併、破産、解散の申立があったとき。
- （イ） 前号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(費用の負担)

第8条 乙は、この証書の作成、その他この契約に関する一切の費用を負担する。

(損害金)

第9条 乙は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき、年14.6パーセントの割合を乗じて計算(1年を365日として日割り計算をする。)した損害金を甲に支払わなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、本契約を継続しがたいと認める事由が生じたときは、その申し出により本契約を解除することができる。この場合、乙は、本契約に基づく債務の全額を速やかに弁済しなければならない。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、金銭消費貸借契約証書として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)
品川区長

乙 (住所)
社会福祉法人春光福社会
理事長

別表

貸付の種類および償還方法

貸付の種類	元金の償還方法
高齢者福祉施設運営資金	
高齢者福祉施設整備資金	